

整備基本方針

本基本計画では、岡崎城跡における史跡整備の方向性を示した「史跡岡崎城跡整備基本構想」(平成15年3月策定)に基づき、基本構想内で設定されている「史跡指定エリア(岡崎公園エリア)」で考えられる事業計画等について、実現の方策や手順を明らかにし、事業実施時期を定めるなど、より具体的な事業計画を策定しました。

(1) 基本方針

史跡指定地内に現存する遺構・自然の保全

史跡岡崎城跡である岡崎公園は、都市公園として整備されてきたという経緯があるため、城址公園として見た場合には、本来城郭にあるべきでないものがあり、全体的に雑然とした印象を来場者に与えている。また、史跡指定地は近世大城郭の一部に過ぎず、当時の景観をイメージできる部分は分散している。このため、少なくとも指定地内に現在残されている遺構・自然については、そのまま未来への遺産として保全するよう努めなければならない。

史跡重視の公園整備

これまでの発掘調査により、近世以前の遺構が地下にかなり残されていることが明らかとなり、現在は残されていない建物復元も将来的には可能と考えられる。このため、地下に残されている遺構の保護のため、大規模工事などは行わず、史跡とは関連性のない施設についてもできるだけ指定地外に出して整備する必要がある。

近世当時の面影の復元

現存する文書や絵図などの資料調査や発掘調査などより、近世以前の岡崎城の姿を明らかにするとともに、岡崎公園内に残る石垣や遺構の保存に留意しつつ、当時の姿を視覚的にイメージし、体験的に理解できるように当時の状況をできるだけ復元する整備を基本とする。また、史跡指定地外についても、近世の城下町を意識し、近世の城と城下町全体の歴史性を表現・発信することができるよう総合的な整備を行う必要がある。



「文化の薫る人間性豊かなまち」(第5次岡崎市総合計画)の象徴として、歴史と文化と自然を活かしたまちづくりの核なる整備を目指す。

(2) ゾーニング

史跡指定エリア(岡崎公園エリア)

- ・開発による破壊から遺構や環境を護ることができるエリア
- ・建物復元などにより、近世当時の状況をイメージしながら、歴史・文化を学ぶエリア

歴史体験ゾーン

〔本丸・持仏堂曲輪・二の丸・清海堀・東曲輪・三の丸(一部)〕

城郭遺構の復元など、近世当時の雰囲気を感じながら、歴史を学習できるゾーン。

緑地と水の散策ゾーン1

〔風呂谷曲輪・坂谷曲輪・龍城堀〕

水堀周辺の緑や生き物といった自然遺産を観察しながら、散策できるゾーン。

遺構と憩いのゾーン

〔菅生曲輪・隠居曲輪〕

遺構の露出展示・建物の一部復元など、実見しながら学習し、親しめる憩いのゾーン。

総構えエリア(旧城下町エリア)

- ・旧城郭・旧城下町などの歴史的条件を活かしたまちづくりを行うエリア
- ・岡崎城郭全体について歩いて学べる散策路整備を主体としたエリア

城下町散策ゾーン

〔旧城下町〕

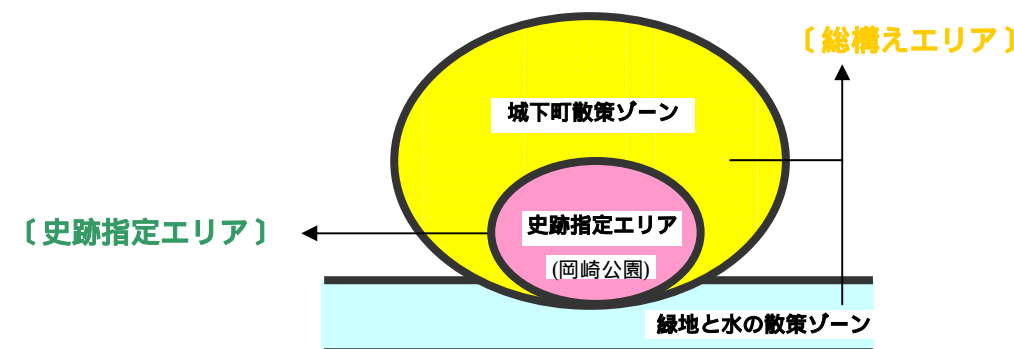
岡崎公園内の指定区域と連携して道標や常夜灯などの歴史的遺産を提示し、周遊しながら歴史・文化が体験できるゾーン。

緑地と水の散策ゾーン2

〔旧総構え(総堀)・菅生川〕

菅生川や総堀を巡り、川と城の情景を楽しみながら散策できるゾーン。

「総構えエリア」については、今後、同一エリア内で考えられる康生地区拠点整備事業や道路事業などの他事業と調整を図りながら、史跡の保存・活用に対する理念などを整備に反映していきます。



(3) 基本計画

【短期・中期計画】

「史跡指定エリア」内で考えられる事業計画について、事業実施時期に合わせ、「短期計画」（概ね「第5次岡崎市総合計画」が終了する平成22年度まで）、「中期計画」（次期総合計画の履行期間となる平成32年度まで）の2つに区分し、実現の方策や手順を明らかにするなど、より具体的な事業計画を策定しました。

エリア	ゾーン	場所	事業内容	事業実施時期
史跡指定 エリア	歴史体験ゾーン	天守閣	展示内容の改装	短期
		家康館	展示内容の改装	〃
		現・立体駐車場	立体駐車場解体	〃
			バス駐車場整備及び外溝修景	〃
			観光総合案内所設置	〃
	現・大手門	七間門への名称改称	〃	
	遺構と憩いの ゾーン	菅生曲輪	乗用車駐車場整備及び外溝修景	〃
			スタンド取壊し、石積化	〃
			芝生広場（暫定）の整備	〃
			遺構のレプリカ展示を主体とした一部露出展示	〃
			土塀、武家屋敷跡の一部復元	〃
			憩いの広場の整備	〃
			遺構解説サインの設置	中期
	緑地と水の散策 ゾーン1	坂谷門跡	丸馬出しのモニュメント化	短期
			遺構解説サインの設置	〃
	その他		園路のバリアフリー化	中期
			サインの充実	適宜
			試掘調査、耐震調査	〃

【長期計画】

「基本構想」において、「史跡指定地内に現存する遺構・自然の保全」、「史跡重視の公園整備」、「近世当時の面影の復元」など、本来、城跡としてあるべき姿となるよう理念・理想を示しているが、それらに基づいた遺構、建物などの復元については、事業実施時期や具体的な工法などは定めない「長期計画」として区分しました。

天守閣や家康館、茶店などの既存の建物については、その建物の耐久年数や耐震診断の結果などを踏まえ、建替え（外観修景も含む）の際には、素材や工法、意匠などについて、史実に基づいた復元ができるかどうかの調査、検討を行い、その結果を建替計画策定時に配慮します。遺構が残されている可能性の高い区域については、随時発掘調査を行い、遺構の復元についてその是非を検討します。史跡エリアの中にある史実外の施設（石碑、銅像、モニュメントなど）については、その施設が設置された時の背景や経緯などを再整理するとともに、配置の見直しなども含めて、歴史面、観光面に配慮した活用の仕方を検討します。史跡エリア内に新規に樹木等を植栽する場合には、近世当時から岡崎城周辺に自生していたと考えられる在来種を基本とします。また、既存の樹木については、石垣など遺構の保護、野鳥などの生物の生息を考慮しながら、伐採、移植などの検討を行います。照明灯を新規で設置する場合には、色調、灯具の形などデザインを城のイメージにあった落ち着いたデザインのもので統一します。また、既存の照明灯については、老朽化等での交換時期に合わせ、全体的な統一を図ります。



胞衣塚付近のクロマツ
（大石収宏「岡崎公園とそのむかし」より）

基本計画平面図

